

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第1条（加盟店）】 1. 株式会社りそな銀行（以下「当社」という）と加盟店契約（「りそな銀行店頭販売加盟店規約」（以下「加盟店規約」という）を承認のうえ当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体と当社間で成立した加盟店規約に基づく契約をいう）およびこれに基づき締結される覚書等（その名称は問わない）（以下加盟店契約と総称して「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえ当社に銀聯カードの取扱いを申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を銀聯カード加盟店（以下「加盟店」という）とします。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を本規約に基づく契約の契約日とします。なお、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を「本契約」といいます。 2. 加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「銀聯カード取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のない銀聯カード取扱店舗で当社の加盟店としての信用販売はできないものとします。 4. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとします。 【第5条（信用販売の方法）】 1. 加盟店は、会員から銀聯カードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売において銀聯カードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、ガイドラインに	【第1条（加盟店）】 1. 株式会社りそな銀行（以下「当社」という）と加盟店契約（「りそな銀行店頭販売加盟店規約」を承認のうえ当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体と当社間で成立した当該規約に基づく契約をいう）およびこれに基づく覚書等（その名称は問わない）（以下加盟店契約と総称して「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえ当社に銀聯カードの取扱いを申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を銀聯カード加盟店（以下「加盟店」という）とします。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を本規約に基づく契約の契約日とします。なお、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を「本契約」といいます。 2. 加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします（以下、かかる承認を得た店舗・施設を「銀聯カード取扱店舗」という。当社の承認のない店舗で当社の加盟店としての信用販売はできないものとします。 4. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものを含む）できないものとします。 【第5条（信用販売の方法）】 1. 加盟店は、会員から銀聯カードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、取扱契約に基づきすべての信用販売において銀聯カードの有効性を確認し、取扱契約に定められた措置を講じて信用販売の承認を得るものと	➤ 定義の表現修正 ➤ 決済時の署名確認の任意化 および端末使用不可時の対応条件の表記修正

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、銀聯カードの真偽、売上票他媒体に署名を求め当該銀聯カード裏面の署名と同一であること、および、会員が正しい暗証番号を入力したこと（一部暗証番号の入力が必須でない銀聯カードについてはこの限りではない）等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でCCT等使用できない場合は、信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。 5. 加盟店は、売上データの金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、当該売上を取り消す等して、新たに本条の手続により、売上データを作成しなおすものとします。 【第8条（信用販売の円滑な実施）】 1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。 2. 加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上票記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。 3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびそ	します。その際、ガイドラインに掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、銀聯カードの真偽、および、会員が正しい暗証番号を入力したこと（一部暗証番号の入力が必須でないカードについてはこの限りではない）等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認して信用販売を行うものとします。また、故障、電話回線障害等事由の如何を問わず、CCT等を使用できない場合は、信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。 5. 加盟店は、売上データの金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、売上データを作成しなおすものとします。 【第8条（信用販売の円滑な実施）】 1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。 2. 加盟店は、信用販売を行った場合には、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上データまたは売上伝票記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。 3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められた包括信用購入あっせんに該当する信用販売を行った場合、割賦販売法	➤ 表現の修正

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
の施行規則に定める事項などを記載した情報を遅滞なく会員へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する義務（情報提供義務または書面交付義務を含みますが、これらに限られません）を遵守するものとします。 4. 加盟店は、第11条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の手続を行うものとします。 5. 加盟店は、第11条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとします。 6. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。 7. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第11条に準じて処理するものとします。 8. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第15条第3項を準用することができるものとします。	第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項などを記載した情報を遅滞なく会員へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する義務（情報提供義務または書面交付義務を含みますが、これらに限られない）を遵守するものとします。 4. 加盟店は、第11条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が割賦販売法もしくは特定商取引法に定める信用販売の申込の撤回もしくは信用販売の解除または法令に基づく信用販売の取消（以下、総称して「信用販売の解除等」という）を行った場合には、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の方法により、当該信用販売の取消および当該会員との精算の手続を行うものとします。 (削除) 5. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。 6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第11条に準じて処理するものとします。 7. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権にかかる立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第14条第3項を準用することができるものとします。	

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
【第9条（信用販売の責任）】 加盟店は、第5条ないし第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとします。 【第10条（無効カードの取扱い）】 1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードによる信用販売を行わないものとします。 2. 加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードの提示を受けた場合、当該銀聯カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。 3. 加盟店は、当社から特定の銀聯カードの利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、信用販売を行わないものとします。 4. 加盟店は、前3項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとします。 【第11条（立替払等）】 2. 前項の送信期限以降に売上データが送信された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出に	【第9条（信用販売の責任）】 加盟店は、第5条ないし第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。 【第10条（無効カードの取扱い）】 1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告された銀聯カードまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードによる信用販売を行わないものとします。 2. 加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードの提示を受けた場合、当該銀聯カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。 3. 加盟店は、当社から特定の銀聯カードの利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、当該銀聯カードによる信用販売を行わないものとします。 4. 加盟店は、前3項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。 【第11条（立替払等）】 2. 前項の送信期限より後に売上データが送信された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができな	➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 ➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 表現の修正 ➤ 表現の修正 条項削除に伴い条項番号の変更 立替払い拒否の期間短縮 売上データの送信による立替払 金支払債務の条件追記 店頭販売加盟店規約へ同条項を 記載のため削除

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
より第15条の規定に従うものとします。 3. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。 5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、売上データが加盟店から当社に到着したときにその効力を発生するものとします。 【第12条（銀聯カードの取扱いの中止）】 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、銀聯カードの取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、銀聯カードの取扱いを中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。 （1）天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により銀聯カードの取扱いが困難であると当社が判断した場合 （2）その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で銀聯カードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合 【第13条（支払方法）】 2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から原契約第20条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機	った場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。 3. 当社は、信用販売を行なった日から30日を超えて経過した売上債権について、無条件で立替払いを拒否することができるものとし、加盟店は、これに異議を申立てないものとします。 5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、売上データが加盟店から当社に到着したときにその効力を発生するものとします。ただし、加盟店が第1項に基づき売上データの送信によって立替払いを請求する場合は、当該売上データが当社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時に当社の加盟店に対する立替払金支払債務が生じるものとします。 (削除) 【第12条（支払方法）】 2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から原契約第20条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機	➤ 店頭販売加盟店規約へ当該条項追記のため削除 ➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 振込手数料負担者の追記 売上データ等にかかる調査協力の追記

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
関の休業日の場合には、支払日は翌営業日とします。 4. 加盟店から提出された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社が調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。 【第14条（会員との紛議と銀聯カード利用代金等）】 1. 加盟店は、会員に対して提供した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等加盟店と会員間の問題に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。 3. 第1項の紛議を理由に会員が当該銀聯カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があると当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は	関の休業日の場合には、支払日は翌営業日とします。また、振込手数料は当社の負担とします。 4. 加盟店から提出された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力しなければならず、当社が調査を完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟店は、当該売上データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。 【第13条（会員との紛議と銀聯カード利用代金等）】 1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等の未提供、品質不良、契約不適合、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品またはサービス等に関して会員との間に生じた紛議に関しては、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品またはサービス等の変更、販売方法、運送もしくは提供方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。 3. 第1項の紛議を理由に会員が当該銀聯カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があると当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。なお、当社が加盟店に対する該	➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 紛議条件の具体的提示、および 加盟店への改善依頼の追記 支払保留時の通知を追記

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
発生しないものとします。 【第 1 5 条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）】 1. 下記のいずれかに該当した場合、当社は、立替払いをせず、または立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還を請求等できるものとします。 （追加） （4）第 1 1 条第 2 項の事態が発生した場合 （5）第 1 3 条第 4 項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合 （6）第 1 4 条第 1 項の会員との紛議が解決されない場合 （7）会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合 （8）会員が、第 8 条第 5 項に定める信用販売の解除を行った場合	当立替払金の支払いを保留する場合は、当社は加盟店に書面または電磁的記録にて通知を行うものとします。加盟店が当該紛議の解決を証明した場合は、当社は加盟店に対して当該立替払金を支払うものとします。 【第 1 4 条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）】 1. 下記のいずれかに該当した場合、当社は、加盟店に対し立替払いをせず、または立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求（以下、本条において、立替払いをしないことおよび支払済みの立替払金の返還の請求を総称して「立替払金の返還請求等」という）できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還請求等ができるものとします。 （4）本規約の規定に反する手続きにより作成された売上データによる債権と認められた場合 （5）第 1 1 条第 2 項の事態が発生した場合 （6）第 1 2 条第 4 項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合 （7）第 1 3 条第 1 項の会員との紛議が解決されない場合 （8）会員が信用販売について、取消、解約または信用販売の解除等（第 8 条第 4 項および第 5 項に定めるものを含むが、これらに限られない）を行った場合 （削除）	➤ 定義および表現の修正 買戻し条件の追加 条項削除に伴い条項番号の変更 表現の修正 加盟店所在不明等の場合の通知 省略の追記

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

【改定前】	【改定後】	備 考
(9) その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合 3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権および他の売上債権の立替払いに伴い生ずる第12条第2項に規定する振込金から、返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、ならびに当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当すること等、当社の所定の方法により遅滞なく返金することを承諾するものとします。 4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が返還等を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、返還等を請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。 (追加) 【第16条（規約の変更、承認）】 【第17条（本規約に定めのない事項）】 【第18条（準拠法）】 本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。	(9) その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合 3. 前2項の場合、加盟店は第12条第2項に規定する振込金（以下、「振込金という」）から、立替払金の返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、および当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当することができ、加盟店はこれらを異議なく承諾するものとします。この充当は、次回以降の振込金に、加盟店による信用販売の売上債権が含まれるか否かおよびその金額の如何にかかわらず、当社の加盟店に対する立替払金額全額を対象として行うことができるものとします。 4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が立替払金の返還を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、「立替払金の返還を請求した日」とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。 5. 加盟店が当社に届け出た所在地を変更する等、加盟店が当社の通知、または意思表示を受領すべき場所が当社にとって不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続きを取ることができるものとします。この場合、加盟店は、前項に定める残金を遅滞なく一括して支払うものとします。 【第15条（規約の変更、承認）】 【第16条（本規約に定めのない事項）】 【第17条（準拠法）】 本規約または本契約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。	➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 ➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 ➤ 条項削除に伴い条項番号の変更 適用範囲の追加

【新旧対照表】銀聯カード加盟店規約

以 上